



平成 18 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社ユー・エス・エス
代表者名 取締役社長 服 部 太
(コード番号 4732 東証・名証第 1 部)
問合せ先 取締役 山中 雅 文
統括本部財務部長
(TEL. 052 - 689 - 1129)

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 16 日開催の取締役会において、当社の企業価値または当社株主の皆様との共同の利益の確保・向上の取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、下記のとおり、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議しましたのでお知らせいたします。

本プランを決定した取締役会には、全ての取締役および監査役（当社監査役は全て社外監査役です。）が出席し、いずれの取締役および監査役も本プランの具体的運用が適正に行われることを条件に、本プランに同意しております。

記

・ 企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上に関する取組みについて

当社および当社連結子会社（以下「USS グループ」といいます。）の事業は、会員制オートオークション事業を中心に中古自動車等買取販売事業、廃自動車等のリサイクル事業から構成されております。

オートオークション事業におきましては、全国 16 カ所に現車オークション会場を展開し、会員企業数は USS グループ全体で 37,142 社（平成 18 年 3 月 31 日現在）年間出品台数 266 万 2,000 台（平成 18 年 3 月期）業界シェア 32.3%（平成 17 年暦年）と業界トップの地位を確保しております。

このように USS グループがオートオークション業界のリーディングカンパニーとして、会員企業から絶大の支持と信頼をいただいているのは、昭和 55 年の創業以来、経営理念に「公正な市場の創造」と「会員との共生」を掲げ、常に他社に先駆けて最先端技術を導入したことに加え、業界最高水準の車輛検査体制を確立してきたからにほかなりません。

また、中長期的には、平成 21 年 3 月期までの中期経営計画である「Projet343」(年間出品台数 300 万台、業界シェア 40%、連結経常利益 300 億円)達成に向けて、昨年 9 月には USS 神戸会場の新規開設、本年 1 月には USS 九州会場、3 月には USS 大阪会場の新築建替など積極的な設備投資を継続的に行うなど、オートオークション事業へ重点的に経営資源を投入し、中長期的に企業価値を増大させるべく努めております。そして、USS グループが「Projet343」の下で継続的に企業価値を高めていくためには、こうした経営計画の基盤である USS グループの経営理念に掲げる基本的な考え方を今後も引き続き実践し、USS グループと会員企業との長期的な信頼関係を重視した経営を行うことが極めて重要であると考えております。

当社は、平成 11 年 9 月名古屋証券取引所第 2 部に、平成 12 年 12 月東京証券取引所、名古屋証券取引所第 1 部に当社株式を上場して以来、株式分割や単元株数の変更などの措置を実施することによって、当社の株主層の拡大に努めてまいりました。その結果、平成 18 年 3 月末日現在、当社の株主数は 11,761 名となるとともに、その株主構成につきましても個人株主が大半を占めるに至り、当社株式の流動性は上場当初と比較して大きく向上しております。

当社といたしましては、今後も、当社株式の流動性の向上を図るとともに、安定的な経営を行い、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上を継続的に図ってまいります。

・本プランの内容等について

1. 本プラン導入の目的

大規模買付行為(下記 2(1)に定義されます。以下同じ。)が行われる場合、当該大規模買付行為が会社の支配権の移転を伴うものであったとしても、資本市場に公開された株式会社である以上、大規模買付者(大規模買付行為を行おうとする者または大規模買付行為を行っている者を総称していいます。以下同じ。)に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、近時の大規模買付行為の中には、大規模買付者による大規模買付行為の目的等からみて、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白であるもの、一般株主に不利益な条件での株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、

当該大規模買付行為に応じることの是非を一般株主が適切に判断を行うために必要な情報や相当な考慮期間が提供・確保されていないもの、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または当該大規模買付者が提示する買収提案や、事業計画等に代替する事業計画等(以下「代替案」と総称します。)を会社の取締役会が株主に対して提示するために必要な情報、当該大規模買付者との交渉機会、相当な考慮期間などを会社の取締役会に対して与

えないもの等、会社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。

以上の企業買収をめぐる近時の状況に鑑み、当社は、大規模買付者に対して事前に当該大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が企業価値委員会（下記 4 に定義されます。以下同じ。）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値、ひいては当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として、本プランの導入を決定しました。

なお、本プランを導入するに際しては、当社株主の皆様のご意思を確認することが望ましいことはいくまでもありません。そのため、当社としては、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 26 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、本プラン導入につき当社株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。もっとも、企業買収をめぐる近時の状況に鑑みると、本定時株主総会において当社株主の皆様のご意思を確認させていただくまでの間にも、上記のような不適切な大規模買付行為により当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益が害される危険が否定できず、これを防止するためには、現段階で一定の措置を講じておく必要があります。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会において当社株主の皆様のご意思を確認することを予定した上で、本プランを導入することを決定しました。なお、本定時株主総会において、当社株主の皆様のご理解が得られなかった場合には、その時点で本プランは廃止されることになります。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの適用の対象となる大規模買付行為の定義

次の もしくは に該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認をしたものを除きます。）またはその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します。）がなされ、またはなされようとする場合に、本プランが適用されるものとします。

当社が発行者である株券等（注1）に関する大規模買付者の株券等保有割合（注2）が 20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

当社が発行者である株券等（注3）に関する大規模買付者の株券等所有割合（注4）とその特別関係者（注5）の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

（注1）証券取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注2）証券取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法

第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ii)大規模買付者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに大規模買付者の公開買付代理人および主幹事証券会社（以下「大規模買付者グループ」と総称します。）は、大規模買付者の共同保有者（証券取引法第27条の23第4項に定義される共同保有者をいいます。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式総数（同法第27条の23第4項に規定する発行済株式の総数をいいます。）は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

（注3）証券取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本 において同じとします。

（注4）証券取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権数（同法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいいます。）は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

（注5）証券取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。なお、(i)同法第27条の23第5項に定義される共同保有者および(ii)大規模買付者グループは、大規模買付者の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注6）なお、会社法、証券取引法その他の法律およびそれらに関する規則、政令、内閣府令および省令等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令等の名称の変更や法令等を実質的に継承する新しい法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

（2）買付説明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始に先立ち、当社取締役会に対して、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続を遵守することを誓約する旨が記載され、大規模買付者代表者による署名または記名捺印のなされた書面（以下「買付説明書」といいます。）を提供していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを企業価値委員会に提供いたします。

買付説明書には、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている大規模買付行為の概要等も明示していただきます。

当社は、大規模買付者から買付説明書の提供があった場合、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

(3) 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会が買付説明書を受領した日から 10 営業日以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、次の から までに掲げる情報（以下「大規模買付情報」と総称します。）を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、速やかにこれを企業価値委員会に対して提供いたします。

なお、企業価値委員会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断することや、企業価値委員会および当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成し、または代替案を当社株主の皆様に対して適切に提示すること（以下「評価等」といいます。）が困難であると判断した場合、当社取締役会は、合理的な期間の提出期限を定めた上で、かかる評価等のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

また、企業価値委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、速やかにその旨を当社株主の皆様に対して開示いたします。さらに、当社は、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を当社株主の皆様に対して開示いたします。

大規模買付者およびそのグループ（主要な株主または出資者および重要な子会社・関連会社を含み、ファンドの場合は主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません。）その他の構成員ならびに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）の概要（具体的名称、資本構成、財務内容ならびに役員の氏名および略歴等を含みます。）

大規模買付行為の目的および内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含みます。）

買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）

買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質的提供者（直接・間接を問いません。）を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

大規模買付行為の完了後に意図する USS グループの経営方針、事業計画、資金計画、投資計画、資本政策および配当政策その他大規模買付行為完了後における当社の従業員、取引先、顧客、事業所等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

大規模買付者が濫用的買収者（下記(5)に定義されます。以下同じ。）に該当しないことを誓約する旨の書面

その他企業価値委員会が合理的に必要と判断し、買付説明書を当社取締役会が受領した日から 10 営業日以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報

(4) 買付説明書または大規模買付情報が提供されないまま大規模買付行為が開始された場合の手続

大規模買付者が当社取締役会に対して買付説明書を提出せず、または大規模買付者が当社取締役会に対する大規模買付情報の提供を完了させることなく、大規模買付行為が開始された場合、企業価値委員会は、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために対抗措置（下記(12)の内容によります。以下同じ。）を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

(5) 企業価値委員会による濫用的買収者の判定

企業価値委員会は、当該大規模買付者が濫用的買収者（次の から までのいずれかの場合に該当することが疑われるに足りる相当な事情があると認められる者を総称していいます。以下同じ。）に該当するか否かを検討します。

真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株式の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合

当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合

当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合

当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券などの高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合

大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、金額およびその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が、当社の企業価値に照らして不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合

大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買収や部分的公開買付けなどに代表される当社株主の皆様の判断の機会または自由を制約する構造上強圧的な方法による買収である場合

大規模買付者による支配権取得により、当社株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損が予想されたり、当社の企業価値の維持および向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、または大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値の比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比

べ、明らかに劣後すると判断される場合

大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、USS グループの重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合

大規模買付者の経営陣または主要株主に反社会的勢力と直接または間接に関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(6) 濫用的買収者であると判定された場合の手続

企業価値委員会は、大規模買付者が濫用的買収者に該当すると認めた場合、企業価値委員会評価期間（下記(7)に定義されます。以下同じ。）の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

(7) 企業価値委員会評価期間の設定等

企業価値委員会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた下記 または の期間（大規模買付情報の提供が完了したと企業価値委員会が判断した旨を当社が開示した日から起算されるものとします。）を、企業価値委員会による評価等のための期間（以下「企業価値委員会評価期間」といいます。）として設定します。なお、かかる企業価値委員会評価期間は、当社の事業内容の評価の困難さや、評価等の難易度などを勘案して設定されたものであり、大規模買付行為は企業価値委員会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：60 日間（初日不算入）

を除く大規模買付行為が行われる場合：90 日間（初日不算入）

企業価値委員会は、企業価値委員会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から評価等を行うものとします。企業価値委員会が評価等を行うにあたっては、原則として当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとします。

なお、企業価値委員会が企業価値委員会評価期間内に下記(9)記載の勧告を行うに至らないことにつきやむを得ない事情があり、当社取締役会が企業価値委員会評価期間の延長に同意をする場合、企業価値委員会は、必要な範囲内で企業価値委員会評価期間を最大 30 日間（初日不算入）延長することができるものとします（なお、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします。）。そして、企業価値委員会が企業価値委員会評価期間を延長した場合、当社は、その趣旨を速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

(8) 企業価値委員会評価期間中に大規模買付行為が開始された場合の手続

企業価値委員会は、大規模買付者が企業価値委員会評価期間中に大規模買付行為を開始したと認めた場合、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(9) 企業価値委員会の勧告手続

ア 企業価値委員会の勧告

企業価値委員会は、企業価値委員会評価期間内に、次の から までに定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

企業価値委員会による対抗措置発動の勧告

本プランに別途定める場合のほか、大規模買付者が本プランに定める手続につきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後 10 営業日以内に当該違反が是正されない場合には、企業価値委員会は、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します（企業価値委員会は、必要と認める場合には、対抗措置の内容を特定し、対抗措置の発動に一定の条件等を付すことができるものとします。 ）。

かかる勧告がなされた場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

なお、企業価値委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合、対抗措置の発動の中止その他の再勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。

企業価値委員会による株主の意思確認の勧告

企業価値委員会における評価等の結果、大規模買付者等から提示されたU S Sグループの事業計画を含む買収提案等や、当社取締役会から提示されたU S Sグループの事業計画等との間に明らかな相違があるとまでは認められない場合などにあっては、対抗措置を発動させることが当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために望ましいか否かの判断が困難であることが通常であると考えられますので、企業価値委員会は、当社取締役会に対して、株主総会において大規模買付行為に対する対抗措置の発動の要否や内容等について当社株主の皆様の意思を確認することを勧告します。かかる勧告が行われた場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

なお、企業価値委員会は、当社取締役会に対して株主総会における当社株主の皆様の意思確認を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断

の前提となった事実関係等に変動が生じた場合、これと異なる内容の再勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。

企業価値委員会によるその他の勧告

企業価値委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動その他必要な内容の勧告を随時行うこともできるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記 およびに準じるものとします。

イ 当社取締役会による企業価値委員会の勧告の尊重

当社取締役会は、大規模買付者から提供された大規模買付情報その他の信頼できる客観的な資料や情報に基づき合理的と考えられる分析および検討を行うものとし、当該分析および検討の結果、企業価値委員会の勧告（再勧告を含みます。以下本イにおいて同じ。）の前提となった事実の認識に重要かつ不注意な誤りがあると認められる場合や、その勧告の判断過程に明らかに不合理な点があると認められる場合などの特段の事情がある場合を除き、企業価値委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動・不発動または株主総会の招集などに関する必要な取締役会決議を行うものいたします（なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を決議する際、場合により、当該対抗措置の内容として、法令等が許す範囲で、企業価値委員会に対して、対抗措置の廃止を含む一定の決定を行う権限を付与することがあります。）。

かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

なお、企業価値委員会の再勧告により、当社取締役会が対抗措置を発動する場合、または新株予約権の割当ての中止や新株予約権の取得を行う場合などにおいては、当社株式に係る株価について変動リスクが生じる場合があります。

(10) 株主の意思確認手続

企業価値委員会から上記(9) に定める株主総会における当社株主の皆様の意思確認の勧告がなされた場合であって、当該勧告の日から2ヵ月以内の日を会日とする当社株主総会の招集が当社取締役会において決議されていない場合には、当社取締役会は、法令等および当社定款に従い、臨時株主総会の招集手続を遅滞なく履践するものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置の発動の要否や内容等についての当社株主の皆様の意思確認のための決議は、株主総会において、議決権を行使することができる当社株主の皆様の議決権の過半数を有する当社株主の皆様が出席し、出席した当該株主の皆様の議決権の過半数をもって行われるものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置の発動およびその内容について当該株主総会において賛同する旨の決議が得られた場合、当社取締役会は、当該株主総会決議に従い、大規模買付行為に対する対抗措置を発動します。かかる対抗措置の発動に関する決議が当社取締役会において行われた場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

なお、企業価値委員会から上記(9) に定める株主総会における当社株主の皆様の意思確認の勧告がなされた場合、大規模買付行為は、当該意思確認の手続が完了するまでの間実行されてはならないものとします。

(11) 大規模買付情報の変更

当社取締役会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示をした後、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされた場合には、当社取締役会は、企業価値委員会の勧告に従って、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます。）について進めてきた本プランに基づく手続を中止し、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為について、変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として本プランに基づく手続を改めて適用することができるものとします。

(12) 対抗措置の具体的内容

当社が発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当てまたは無償発行等によるものとします（以下、発行される新株予約権を「本新株予約権」といいます。）が、株主総会決議により他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合にはその他の法令等上利用可能な対抗措置が用いられることがあるものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、（別紙1）記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)本プランに違反をした大規模買付者およびこの者と一定の関係にある者等（以下本(12)において「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件、(ii)新株予約権者が例外事由該当者にあたるか否かにより異なる対価で当社がその本新株予約権を取得できる旨の条項（例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権についてはこれを当社が当社の普通株式と引換えに取得する一方、例外事由該当者に該当する新株予約権者が所有する本新株予約権については、これを他の財産（場合によりその一部を当社普通株式をもって代えることもできる。）と引換えに取得することができる旨を定めた条項）や、(iii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするとときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨の条項など、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

3. 本プランの有効期間ならびに継続、廃止および変更について

本プランの有効期間は、平成 21 年 6 月 30 日までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランは、当社株主の皆様のご意向に従って随時これを廃止させることが可能です。

加えて、当社は、本定時株主総会において、取締役の任期を 1 年に短縮する定款変更議案を付議するとともに、現任の取締役は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新任取締役を含め本定時株主総会終結後の当社取締役のすべてを当社株主の皆様にご選任いただくようお諮りする予定です。

なお、かかる取締役選任に関する議案には、各取締役候補者の本プランに対する賛否を記載する予定です。

本プランについては、本年以降、当社定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会において、その継続、廃止または変更の是非につき検討・決議を行います。

また、当社は、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、企業価値委員会に対して諮問をした上で、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

4. 企業価値委員会について

当社は、本プランの導入に当たり、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の社外取締役（ただし、本定時株主総会終結時までは社外取締役候補者となります。）の中の 3 名以上から構成される企業価値委員会（以下「企業価値委員会」といいます。）を設置します。

本プランの導入当初における企業価値委員会の各委員の氏名および略歴は（別紙 2）のとおりです。

企業価値委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

5. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プラン導入時に株主および投資家の皆様へ与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、当社株主の皆様および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の発行時に株主および投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置をとることがありますが、現在想定されている対抗措置の仕組み上、当社株主および投資家の皆様（本プランに違反した大規模買付者およびこの者と一定の関係にある者は除きます。）の権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、上記2(12)の規定に従い他の対抗措置を用いることが当社の株主総会において決議された場合には、当該対抗措置の内容次第では、当該対抗措置の発動の結果、当社株主の皆様または投資家の皆様の権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性もないわけではありませんので、この点予めご承知おきください。

なお、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、本新株予約権の割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する本新株予約権の基準日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使および取得の手続について当社株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

本新株予約権を行使する場合

当社株主の皆様が本新株予約権を行使することとなる場合、新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に本新株予約権の無償割当てをすることになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

本新株予約権を取得する場合

当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得の対象となる本新株予約権を保有する当社株主の皆様は上記の本新株予約権の行使に係る何らかの手続を執ることなく、当社が本新株予約権を取得し、当社株主の皆様は、例外事由該当者に該当する場合を除き、これと引換えに当社株式の交付を受けることになります。

・本プランの合理性について

本プランは、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有するものです。

(1) 株主共同の利益の確保・向上

本プランは、上記 1 記載のとおり、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報および時間を確保し、もって当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものです。

また、かかる目的で導入された本プランが遵守されない場合、または本プランが遵守された場合であっても、上記 2(6)記載のとおり、当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社は対抗措置を発動することがありますが、かかる対抗措置は、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として発動されるものです。

(2) 事前の開示

当社は、当社株主・投資家の皆様および大規模買付者の予見可能性を高め、当社株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等および証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

(3) 株主意思の重視

当社は、本プランについての当社株主の皆様のご意思を確認するために、上記 3 記載のとおり、本定時株主総会における取締役選任議案に各取締役候補者の本プランに対する賛否を記載する予定です。また、上記 3 記載のとおり、本プランの有効期間は、平成 21 年 6 月 30 日までとします。

さらに、上記 3 記載のとおり、当社取締役会は、本定時株主総会において、当社株主の皆様に対する経営陣の責任を明確化するため、取締役の任期を 1 年とする定款変更議案を提出する予定です。かかる議案が承認された場合には、毎年の定時株主総会における取締役選任議案等を通じて、本プランの継続、廃止、または変更について、当社株主の皆様のご意向を随時反映させることが可能となります。

(4) 企業価値委員会の設置

当社取締役会は、上記 4 記載のとおり、本プランに基づく対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するために企業価値委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動等する場合には、企業価値委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(5) 外部専門家の意見の取得

上記 2(7)記載のとおり、企業価値委員会が当社取締役会に対する諮問の前提として評価等を行うにあたっては、原則として当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとします。これにより、当社取締役会に対して勧告を行う企業価値委員会の判断の客観性および合理性が担保されることになります。

(6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記 3 および別紙 1 の 8 記載のとおり、本プランおよび本プランに基づく対抗措置の発動とし割り当てられる新株予約権については、当社の株主総会で選任された取締役で構成する取締役会の決議などにより、いつでも、廃止ないしは取得・消却を行うことができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以上

(別紙 1)

新株予約権の無償割当てをする場合の概要

1. 割当対象株主

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円以上とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとするところがあり得る。

6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする(なお、取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者ならびにその共同保有者および特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者等(以下「例外事由該当者」という。)による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得る)。

7. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、大規模買付者が本プランに定める手続に違反をした日その他の一定の事由が生じることまたは取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、取締役会の決議に従い、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権についてのみを取得することができる旨の条項を取締役会において付すことがあり得る。
- (2) 前項の条項を付す場合には、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権 1 個につき予め定める数の当社普通株式（以下「交付株式」という。）を交付し、例外事由該当者にあたる新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権 1 個につき交付株式の当該取得時における時価に相当する価値の現金、債券、社債もしくは新株予約権付社債その他の財産または当該新株予約権に代わる新たな新株予約権（これらの財産の全部または一部を当社普通株式に代えることもあり得る。）を交付する旨の定めを設けることがあり得るものとする。

8. 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

- (a) 当社の株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (b) 当社の株主総会において大規模買付者の提案に係る取締役候補者全員が当社取締役として選任された場合
- (c) 当社企業価値委員会の全員一致による決定があった場合
- (d) その他当社取締役会が別途定める場合

9. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、取締役会において別途定めるものとする。

以 上

(別紙2)

企業価値委員会委員の氏名および略歴

林	勇 (はやし いさむ)	
	平成 12 年	大阪産業大学 経営学部 助教授
	平成 16 年	同大学 経営学部 教授 (現職)
真殿	達 (まどの さとる)	
	平成 14 年	麗澤大学 国際経済学部 教授 (現職)
	同 年	株式会社アイジック 代表取締役 (現職)
佐藤	浩史 (さとう こうじ)	
	昭和 63 年	司法試験合格
	平成 3 年	名古屋弁護士会 (現 愛知県弁護士会) 登録
	平成 7 年	佐藤浩史法律事務所開設 (現職)

(注) 上記3名につきましては、「4. 企業価値委員会について」に記載のとおり、平成18年6月28日に開催を予定している当社第26期定時株主総会において、会社法第2条第15号に定める社外取締役の新任の候補者として、その選任を株主の皆様にお諮りする予定であります。